

鳥取県告示第 567 号

救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 8 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき、次の救急病院の申出が撤回されたので告示する。

平成 19 年 7 月 3 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	撤回年月日
医療法人里仁会 北岡病院	倉吉市明治町103-5	平成19年7月1日